

## 川越町地域公共交通会議設置要綱

### (目的)

第1条 地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の向上を図り、地域の実情に則した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、川越町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町の公共交通政策の推進に関する事項
- (3) 町の公共交通政策の事業の実施に関する事項
- (4) その他交通会議が必要と認める事項

### (交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次の各号に掲げる者で、町長が委嘱する委員20名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者その他交通会議の運営上必要と認める者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員
- (4) 町内において旅客輸送を行う鉄道事業者
- (5) 住民及び利用者の代表
- (6) 国土交通省中部運輸局三重運輸支局長又はその指名する者
- (7) 三重県四日市建設事務所長又はその指名する者
- (8) 三重県警察四日市北警察署長又はその指名する者
- (9) 町長又はその指名する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長それぞれ1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員は、交通会議に出席できないときは、あらかじめ委任状を提出し、代理者を出席させることができる。

3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を交通会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

6 交通会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

7 交通会議は、協議事項の内容により、会議の開催に代え、委員に書面による賛否を求めて、会議の議決に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、委員は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、企画情報課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行後及び委員の任期満了後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。